

令和元年11月19日

参加者 各位

小鹿野町長 森 真太郎

質問回答書

小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルの参加表明書等に関する質問に対する回答は次のとおりです。

No.	項目	質問事項	回答
1	実施要領7(2)①	参加資格の(2)①において、『本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、平成31・32年度小鹿野町建設工事等入札参加適格者名簿に登録されている者。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書の提出の前日までにおいて、これと同等の資格を有していると認められた場合は、この限りでない。』とありますが、他自治体(一都六県内)で今年度の入札参加資格を有している場合は、同等の資格を有しているものと認めていただけるのでしょうか。認めていただける場合に必要な書類についても併せてご教示ください。 また、上記が認められない場合、同等の資格を有していると認められるのは、どのような場合でしょうか。	「関東甲信越(1都9県)に存する地方公共団体のいずれかの建設工事等入札参加適格者名簿に登録されている者」は、同等の資格を有しているものと認めます。 同等の資格で参加する場合、実施要領10(1)提出書類の添付資料にある入札参加資格登録書の写しは、貴社が登録している地方公共団体の入札参加資格登録書の写しを添付してください。
2	実施要領7(2)①	貴町の建設工事等入札参加適格者名簿に現時点で登録されていない者であっても、参加表明書の提出の前日までにおいて、これと同等の資格を有していると認められた場合はこの限りでないとありますが、この「同等の資格」という具体的な要件はありますか？ 埼玉県や他県など自治体の入札参加資格登録済みである場合も同等資格保持として認められるのでしょうか？	質問No.1をご参照ください。

3	実施要領7(2)⑤	実施要領P3 7参加資格(2)⑤「500㎡以上の木造」とございますが、複合構造の場合、木造部分について500㎡以上であればこれに該当するということが宜しいでしょうか。	主要構造部を木造とした部分が 500 ㎡以上であれば該当します。 なお、主要構造部とは、建築基準法第2条第5号の用語の定義のとおりです。
4	実施要領7(2)⑤	実施要領P3 7参加資格(2)⑤「主要構造部を木造とした・・・」とございますが、屋根および小屋部分のみが木造の場合でもこれに該当するのでしょうか。	屋根および小屋部分のみが木造の場合は該当しません。
5	様式3備考⑦	業務実績調書(様式3)について、『JVでの参加の場合は備考欄に実績のあった構成員の名称を記入』とありますが、構成員とはJVに参加した組織でしょうか、個人でしょうか。または、JVの名称でしょうか。	構成員とは、JVを構成する者です(実施要領P4 7参加資格(3)をご覧ください。)。したがって、JVでの業務実績の場合は、JVを組織する実績のあった単体企業名を記入してください。
6	様式5備考①	主任技術者について 管理技術者、建築(総合)主任技術者、構造主任技術者、電気主任技術者以外で木材調達主任技術者や外構主任技術者等、その他の主任技術者を追加することは可能でしょうか。	提出することとなっているもの以外は、提出しないでください。